

平成30年度

神奈川県予算に対する要望

平成29年12月

横浜市

日頃より、横浜市政の推進にあたり格別の御高配、御協力をいただき、改めて深く感謝申し上げます。このたび、平成 30 年度予算編成に向けた横浜市としての要望事項を取りまとめましたので、御検討のほどよろしくお願い申し上げます。

平成 30 年度予算は、次期横浜市中期計画の初年度予算となります。このため市の現状と今後乗り越えていくべき課題、そのために必要な施策を改めて精査し、予算編成を進めています。

最大の課題は、人口構成の変化と人口減少社会の到来です。市の人口は 2019 年をピークに減少に転じ、2060 年には高齢化率が 35%を越えると推計されており、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を見据え、急増する介護・医療需要への対応策を進めています。本年度内に「第 7 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「よこはま保健医療プラン 2018」を策定し具体的な取組に着手しますが、この取組を地域特性に応じた実効性あるものとしていくには、県の協力が不可欠と考えています。

また少子化や核家族化が進む中で、子育てへの支援を一層強化すべく、小児医療費助成の対象年齢拡大について検討を開始し、喫緊の課題である子どもの貧困対策にも取り組んでいます。子どもは未来を支える希望であり、その健全な育成に向けて横浜市のみならず県下の自治体すべてが積極的な支援策を展開しています。今後も県と一体となり、子育て環境の充実に取り組む所存です。

横浜市はこれまでも、安全・安心な暮らしの実現に向けた防災・減災対策、都市基盤の整備等に県と連携・協力して取り組み、県民・市民の皆様の期待に応え、着実に成果を積み上げてきました。

更に、県市共同で進めているラグビーワールドカップ 2019™の開催が 2 年後に迫り、同年に開催される第 7 回アフリカ開発会議、そして 2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会など、県市で連携・協力して進める事業が今後も続き、県市の協力関係の重要性はますます高まっています。

将来にわたり、ともに県政、市政の発展に取り組む関係を発展させていくため、この要望書では、現行制度に関する要望事項、連携・協力し事業を進めるうえでそれぞれ果たすべき責務等についてとりまとめています。この趣旨を御賢察いただき、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成 29 年 12 月

横浜市長 林 文子

# 目 次

## 1 制度の充実や改善に関する要望

- (1) 県市間の更なる権限移譲の推進【新規】…………… 2
- (2) 国民健康保険新制度【新規】…………… 3
- (3) 小児医療費助成の県助成対象の学齢期への引き上げ…………… 4
- (4) 県市連携の強化による子どもの貧困対策の推進…………… 5
- (5) 政令市と他の市町村との補助較差是正…………… 6
  - ・ 重度障害者医療費助成事業
  - ・ 小児医療費助成事業
  - ・ ひとり親家庭等医療費助成事業
  - ・ 在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業

## 2 事業の推進にかかる要望

- (1) 2025年に向けた医療と介護の充実【新規】…………… 7
- (2) ラグビーワールドカップ2019™開催準備事業…………… 9
- (3) 第7回アフリカ開発会議開催支援事業【新規】…………… 10
- (4) 帆船日本丸大規模改修事業【新規】…………… 11
- (5) 市民病院再整備事業…………… 12
- (6) 特別支援学校の整備…………… 13
- (7) 防災・減災、都市基盤整備など県市協調で進めている事業…………… 15
  - ・ 急傾斜地崩壊対策事業
  - ・ 都市基盤河川改修事業
  - ・ 市街地再開発事業
  - ・ 神奈川東部方面線整備事業
  - ・ 石川町駅南口バリアフリー化事業
  - ・ 地域防犯カメラ設置補助事業
- (8) 県施行の河川改修事業…………… 16

## 県市間の更なる権限移譲の推進（政策局）

### 市民生活に直結する分野を中心とした、更なる権限移譲の推進

#### 【提案の背景・必要性】

- ・人口減少社会の到来や少子高齢化の急速な進行など、社会環境は大きく変化しており、複雑化・多様化する市民ニーズに的確に対応していくためには、二重行政を解消し、より効率的・効果的に行政サービスを提供していくことが必要です。
- ・第30次地方制度調査会答申でも、「大都市における効率的・効果的な行政体制の整備のためには、二重行政の解消を図ることが必要」とされています。
- ・こうした中、これまでも県と本市は、副知事・副市長間や局長レベルでの協議の場を設けており、全国で初めて認定こども園に関する権限移譲に合意するなど、成果をあげてきました。また、平成29年3月には、「横浜市神奈川県調整会議」を開催し、「パスポート発給事務」について、早急に権限移譲に向けて検討を開始することに合意しました。
- ・こうした取組を積極的に進めることで、県民・市民の皆様への行政サービスの更なる向上につなげていきたいと考えています。
- ・つきましては、がけ対策や河川管理、私立幼稚園の認可、医療計画の策定など、市民生活に直結する分野の事務権限の移譲を要望します。
- ・また、権限移譲にあたっては、事務処理の円滑な実施のため、必要な財政措置を講じることを要望します。

#### <県から市に移譲されていない主な事務権限>

- 子育て支援分野  
私立幼稚園の設置認可権限 など
- 都市計画・土木分野  
急傾斜地崩壊危険区域の指定権限、一級河川（指定区間）・二級河川の管理権限、都市計画事業の認可権限 など
- 福祉・保健・衛生分野  
医療計画の策定権限 など
- 安全・市民生活分野  
高圧ガスの製造等の許可等権限（特定製造事業所に係る）、  
液化石油ガス充てん設備の許可等権限、  
一般旅券（パスポート）の発給申請の受理・交付権限 など

# 国民健康保険新制度（保健福祉局）

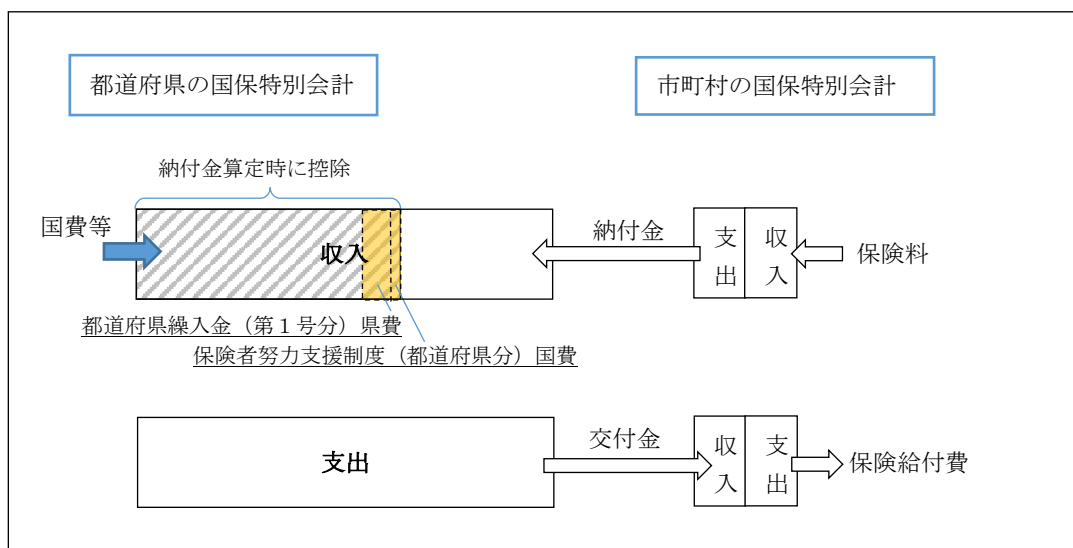
## 都道府県繰入金等を確実に控除した本市納付金の算定

### 【提案の背景・必要性】

- 平成 30 年度から都道府県が財政運営主体となる国保制度改革が行われることに伴い、国民健康保険は、都道府県と市町村の共同運営に移行します。
- 都道府県は保険給付等国保事業に必要な費用の見込みを立て、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定します。また、市町村は示された納付金を納めるため、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、保険料率を決定します。
- 国保財政の安定的な運営のため、県内市町村の納付金負担が過大なものとならないよう、適切に給付費を見込むとともに、納付金の算定時に都道府県繰入金（第 1 号分）及び保険者努力支援制度として都道府県に交付される国費を確実に控除するよう要望します。

### 【平成 30 年度以降の国保財政の仕組み】

都道府県に国保特別会計が設置され、新たに納付金、交付金が導入されます。



# 小児医療費助成の県助成対象の学齢期への引き上げ（県民局）

県の通院助成の対象を未就学児から学齢期までに引き上げ

## 【提案の背景・必要性】

- ・ 子育て世代の支援は、将来にわたって活力ある社会をつくっていくために、国・地方を問わず、重要な施策となっています。保育所整備等の待機児童対策、放課後児童健全育成事業等の留守家庭児童対策などが、その代表的な施策ですが、近年、特に制度の充実が進められている施策が小児医療費助成です。
- ・ 本市では、市民からの強い要望を受け、平成6年度の助成開始以降、これまで徐々に対象を広げ、小学校3年生までとされていた通院助成を、平成29年4月からは、小学校6年生にまで対象を広げました。特に、小学校4～6年生に助成対象を拡充するにあたっては、制度の持続可能性を確保する観点から、通院1回の負担上限額を500円までとし、本人負担を軽減しました。さらに、平成31年4月からの中学3年生までの助成の拡大を目指しているところです。
- ・ 県下では、全ての自治体におきまして、学齢期の児童を対象とした通院助成を実施している状況を踏まえ、安心して子どもを病院に連れていくことができる制度を確保することは、県民全体の強い要望であるといえます。
- ・ つきましては、現在、未就学児までを対象としている県の通院助成について、県及び県下市町村が、制度面・財政面で互いに連携しあって、県民の子育て支援をすすめていくという観点から、学齢期まで助成対象に広げることを要望します。あわせて、国における施策の充実に関する要望について、連携・協力の強化をお願いします。

## 【県と市の小児医療費助成の状況】

	通院助成	入院助成	H29予算額
県	就学前まで	中学卒業まで	4,062百万円
本市	小6まで	中学卒業まで	10,087百万円 (うち県補助金 1,870百万円)

※小6まで県補助が拡大された場合  
(県補助金 3,225百万円)

### 《参考》

県下市町村の状況（通院助成）  
※29年4月時点

- ・ 中学卒業まで：15市町村
- ・ 中学1年まで：1市
- ・ 小学6年まで：15市町
- ・ 小学4年まで：1市
- ・ 小学3年まで：1市

## 県市連携の強化による子どもの貧困対策の推進（県民局）

- 1 県の計画に対応して本市が取り組む事業等への支援
- 2 「子ども食堂」等地域の取組団体と県域で活動するフードバンク・企業等との包括的な連携関係の構築

### 【提案の背景・必要性】

- ・ 子どもの貧困対策の推進については、子どもの貧困対策推進法において、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携のもと総合的に行うとされ、県としても、推進計画を策定し、平成 29 年 4 月からは「子ども支援課」を新設するなど、より一層の対策の推進を図っていただいています。
- ・ 本市でも、国の大綱や県の計画を踏まえ、基礎自治体としての取組を市の計画としてまとめ、国や県と一体となって子どもの貧困対策を推進しています。
- ・ 以上を踏まえ、本市を含む県域での県予算を確保していただくとともに、県の計画に対応して本市が取り組む事業等について、県下市町村への支援を要望します。
- ・ また、県では、「かながわ子どものみらい応援団」を創設し、すべての子どもを社会全体で支援する機運の醸成や、県、市町村や企業及び経済団体等が連携し県全体で地域の取組の充実強化を図る施策の展開を行っており、本市としても、今回の県の趣旨に賛同し、積極的に参加していきます。
- ・ 本市としては、いわゆる「子ども食堂」が子どもたちに対しさらに充実した支援を行えるよう、県域で食材の確保及び提供を行うフードバンクと円滑な関係を構築することは重要であると考えており、そうした地域の取組の充実に向けて、企業等との包括的な連携関係の構築を進めていただくことを要望します。

### 【県費負担を要望する項目一覧】

区分名称	事業名	県計画での施策	県へ要望する負担割合
困難を抱える若者の自立に向けた支援	・施設等退所後児童のアフターケア事業 ・よこはま型若者自立塾 等	【施策 2】 教育の支援	本市負担分の 1 / 2
地域のネットワークづくりの支援	・子どもの貧困対策推進事業	【-】 計画推進	

### 【フードバンクとは（出典：農林水産省）】

食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体・活動。

※ 子どもの貧困対策推進法…「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 26 年 1 月 17 日施行）

※ 神奈川県推進計画…「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」（平成 27 年 3 月策定）

# 政令市と他の市町村との補助較差是正（総務局・県民局・保健福祉局）

## 政令市と他の市町村との補助較差是正について

### 【提案の背景・必要性】

- ・ 県の社会保障関係補助事業の中には、政令市とその他の市町村とで補助率や補助対象の取扱いに較差を設けているものがあります。
- ・ 県の財政状況が厳しいことは承知していますが、本市をはじめとする県下の政令市も、大変厳しい状況にあることに変わりはありません。社会保障施策の伸びは、一般財源の伸びを上回っており、財源確保が急務となっています。また、税負担の根幹である“受益と負担”という観点からすると、横浜市民として、他の市町村に在住している方々と同様に県民税を負担しているにもかかわらず、政令市に在住しているというだけをもって補助較差が設けられているという現状には、理解が得られるものではありません。
- ・ 他の市町村の住民と同様に県民税を負担している市民の理解と納得が得られるよう、これらの事業について、他の市町村との補助較差を撤廃することを強く要望します。

<b>(1) 重度障害者医療費助成事業</b>	
①政令市・中核市	1/3（平成16年度から）
②その他市町村	1/2（平成16年度から）
※昭和60年度から県補助率が縮減され、平成10年度以降は政令市とその他市町村の補助較差が設定されています。	
<b>(2) 小児医療費助成事業</b>	
①政令市	1/4
②その他市町村	1/3
※平成14年度まで県内全市町村への補助率は1/2でしたが、平成15年度から補助較差が設定されています。	
<b>(3) ひとり親家庭等医療費助成事業</b>	
①政令市・中核市	1/3（平成18年度から）
②その他市町村	1/2
※平成15年度まで県内全市町村への補助率は1/2でしたが、平成16年度から補助較差が設定されています。	
<b>(4) 在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業</b>	
①政令市	対象外
②中核市	1/3
③その他市町村	1/2
※平成7年度から当事業を実施していますが、平成9年度の県補助制度開始以来、補助対象外とされています。本市は県内他都市と比して支給者数が格段に多いにもかかわらず、全額が市費負担となっています。（平成29年8月31日現在） 在日外国人高齢者福祉給付金 支給対象者 47名、在日外国人障害者福祉給付金 支給対象者 10名	

提案の担当／健康福祉局生活福祉部医療援助課長	岩崎 均	TEL 045-671-3694
健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課長	武井 和弘	TEL 045-671-2355
健康福祉局障害福祉部障害福祉課長	佐藤 祐子	TEL 045-671-4130



# 2025 年に向けた医療と介護の充実（保健福祉局）

## 地域医療介護総合確保基金を活用した医療と介護の提供体制の確保・充実及び連携の推進

### 【提案の背景・必要性】

- ・ いわゆる“団塊の世代”が全て75歳以上になる2025年に向けて、平成28年10月、神奈川県では医療・介護ニーズのさらなる増大を見込み、将来において不足する病床機能の確保や人材の確保・養成等を目的に地域医療構想を策定しました。
- ・ 本市においても、2025年を見据え、今年度中に、「第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「よこはま保健医療プラン2018」をそれぞれ、策定・公表する予定です。
- ・ 同計画・プランでは、介護予防・健康づくり、在宅生活を支えるサービスの充実、認知症対策等の取組を展開するとともに、増え続ける医療・介護需要に対応するため、特別養護老人ホーム整備、新規病床整備・病床機能転換、介護・医療人材確保等を推進することとしています。
- ・ また、増大する医療ニーズに的確に対応する「新専門医制度」が30年度からスタートするため、大学病院等における研修を充実させる必要があります。
- ・ つきましては、超高齢社会の到来に備え、これらの取組を集中的に推進するために、地域における医療及び介護の総合的な確保を目的とした、地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を積極的に活用できるよう要望します。

### 【基金の活用による取組】

#### ア 介護施設及び医療施設の整備推進

<p>(1) 特別養護老人ホームの整備 ＜参考＞年度別公募数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公募数</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>うち地域密着型</td> <td>87</td> <td>87</td> <td>87</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公募の翌々年度に完成します。 (30年度公募分は31・32年度に工事を実施)</p>		H30	H31	H32	公募数	600	600	600	うち地域密着型	87	87	87	<p>要介護認定者数の増加に伴い、2025年に向けて増大が見込まれる施設・居住系サービスの需要を見据え、<u>平成30年度公募分から特別養護老人ホーム（以下、特養）の整備量を年間600床程度に倍増</u>させます。整備の加速にあたり、新たにサテライト型の地域密着型特養の整備を促進します。</p> <p>つきましては、<u>平成30年度の公募に係る地域密着型特養の整備に対する補助金の確保を要望</u>します。</p>						
	H30	H31	H32																
公募数	600	600	600																
うち地域密着型	87	87	87																
<p>(2) 病床機能の確保 ＜参考＞地域医療構想における病床数推計 (H28.10 県策定)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2015年</th> <th>2025年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度急性期</td> <td>5,782床</td> <td>4,187床</td> </tr> <tr> <td>急性期</td> <td>10,133床</td> <td>10,687床</td> </tr> <tr> <td>回復期</td> <td>2,057床</td> <td>8,883床</td> </tr> <tr> <td>慢性期</td> <td>4,448床</td> <td>6,398床</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>22,707床</td> <td>30,155床</td> </tr> </tbody> </table> <p>※現在、本市においても病床数を推計中</p>		2015年	2025年	高度急性期	5,782床	4,187床	急性期	10,133床	10,687床	回復期	2,057床	8,883床	慢性期	4,448床	6,398床	合計	22,707床	30,155床	<p>県は、昨年10月に、地域医療構想において、2025年に向けた病床数を推計しました。本市市域は、<u>回復期・慢性期病床が大幅に不足</u>するとの推計になっています。今後の医療需要に対応するため、不足する病床を確保していくことが必要な状況です。</p> <p>つきましては、<u>基金を活用した病床機能転換への補助を継続</u>していただくとともに、民間事業者等の整備促進に向けて、<u>不足する病床機能の増床や新設に対する補助制度の創設を要望</u>します。</p> <p>[平成27年度～28年度病床転換への補助実績：256百万円]</p>
	2015年	2025年																	
高度急性期	5,782床	4,187床																	
急性期	10,133床	10,687床																	
回復期	2,057床	8,883床																	
慢性期	4,448床	6,398床																	
合計	22,707床	30,155床																	

【裏面あり】

## イ 医療・介護人材の積極的な確保策の推進

<p>(1) 介護人材支援事業</p> <p>要望補助率：10/10</p>	<p>介護人材不足に対応するため、市民向けの就職相談会や、介護職に関する啓発、資格習得支援、介護事業所への研修等を実施し、新たな従事者の確保・定着支援及び専門性の向上に取り組みます。</p> <p>これらの取組には、県による県域を対象とした事業に加え、<b>市内の事業所・関係団体との連携や、地域課題への対応が必要であるため、本市事業としても実施することで効果的・効率的に進めることができます。</b>つきましては、本市で実施する事業への積極的な基金の活用を要望します。</p>
<p>(2) 医療機関内保育所設置事業</p> <p>要望補助率：3/4</p>	<p>働きやすい環境確保に向けた医療機関内保育所の設置にあたっては、認可基準を満たす施設整備や保育士確保等に多額に費用が必要となり、医療機関の大きな負担になっています。</p> <p>つきましては、基金の活用による「院内保育所支援事業」について、<b>整備費に係る補助率を4分の3へ引き上げるとともに、保育所の共同利用の加算対象化など、支援の充実を要望</b>します。</p> <p>※現行の整備費に係る補助率は0.33</p>
<p>(3) 在宅医療を担う医師の確保・支援</p> <p>要望補助率：3/4</p>	<p>2025年には1.8倍の需要が見込まれる在宅医療を支えるためには、これを担う医師の確保が不可欠です。このため、<b>在宅医療に関する実践的な研修等の実施等による養成を引き続き実施</b>するとともに、<b>夜間・休日の医師の負担軽減を図るための「先進的な在宅医療補完システム」の構築を進めます。</b>つきましては、<b>これらに必要な財源として基金の活用を要望</b>します。</p>
<p>(4) 新専門医制度に伴う医師確保・養成</p> <p>要望補助率：10/10</p>	<p>30年度から始まる新専門医制度は、基幹施設となる医療機関での専攻医の受入れ人員が増加するとともに、それに伴う指導医の確保が必要となります。特に、医局を持ち教育機関としての役割を果たす横浜市立大学医学部の負担集中が見込まれます。</p> <p><b>2025年に向けて安定した医師供給を図るためには、市内・県内に幅広く医師を供給している横浜市立大学へ、専攻医・指導医確保にかかる人件費を支援するため、これらに必要な財源として基金の活用を要望</b>します。</p>

提案の担当／ 政策局大学調整課長

健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課長

健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課高齢施設整備担当課長

医療局医療政策部医療政策課長

医療局医療政策部医療政策課地域医療整備担当課長

医療局疾病対策部がん・疾病対策課在宅医療担当課長

森田 英樹 TEL045-671-4271

武井 和弘 TEL045-671-2355

作山 一隆 TEL045-671-3620

倉本 裕義 TEL045-671-2466

川崎 洋和 TEL045-671-2972

西野 均 TEL045-671-3609

共同開催自治体としての大会機運の醸成に向けたより一層の連携強化

【提案の背景・必要性】

- ・ ラグビーワールドカップ2019™開催が2年後に迫る中、本市は大会の成功に向けて、神奈川県をはじめ、組織委員会や国とも連携を図りながら、着実に開催準備や機運醸成等の取組を進めているところです。
- ・ 平成29年度にはラグビー日本代表戦が横浜国際総合競技場で開催され、シティドレッシングや各種広報を実施しました。あわせて、国際試合のパブリックビューイングの実施や市内外で行われた各種イベントへのブース出展など、年間を通じての普及啓発も行っています。11月に組織委員会で発表された横浜での試合数や開催期間の決定を受け、今後、県市で開催事業費や実施体制をより具体化させていく必要があります。
- ・ 平成30年度は、引き続きカウントダウンイベント等を開催するとともに、チケットの一般販売開始、さらに開催基本契約に基づく開催都市組織委員会の設立も予定されており、これまで以上に大会に向けた準備を加速させていくこととなります。
- ・ 本大会が世界中に感動と興奮を届けられるものとなるよう、共同開催自治体としての大会機運の醸成に向けたより一層の連携強化、それに伴う組織運営面や費用負担等の更なる協力を要望します。

大会概要

試合会場：国内12会場（横浜市・神奈川県 / 横浜国際総合競技場）  
 開催期間：平成31年9月20日(金)から11月2日(土)まで（44日間）  
 試合数：48試合（うち横浜国際総合競技場開催：7試合）  
 試合日程：9月21日(土) ニュージーランド 対 南アフリカ  
                   22日(日) アイルランド 対 スコットランド  
                   10月12日(土) イングランド 対 フランス  
                   13日(日) 日本 対 スコットランド  
                   26日(土) 準決勝1、27日(日) 準決勝2  
                   11月2日(土) 決勝



シティドレッシング（新横浜駅）

提案の担当／市民局スポーツ振興部ラグビーワールドカップ・オリンピック・パラリンピック推進課担当課長  
 熊坂 俊博 Tel 045-671-3629

## 第7回アフリカ開発会議開催支援事業（県民局、県警本部）

- 1 県域における広報・PR 実施の協力
- 2 安全かつ円滑な会議開催に向けた警備への対応

### 【提案の背景・必要性】

- ・ 平成 20 年の第 4 回会議、平成 25 年の第 5 回会議に引き続き、平成 31 年においては、第 7 回アフリカ開発会議（T I C A D 7）が横浜で開催されます。
- ・ 第 5 回会議は、39 名の国家元首・首脳級を含むアフリカ 51 カ国の代表団をはじめとする約 4,500 名以上が参加し、非常に大規模な国際会議となりました。
- ・ 第 7 回会議が再び横浜で開催されることは、横浜、ひいては神奈川県全体の国際的知名度の向上につながり、地域の発展に資するものであり、県にとっても大きな意義を有するものと思われまます。
- ・ つきましては、県域における広報・PR 実施の協力を要望します。
- ・ また、多くの元首・首脳級の参加が想定されますので、安全かつ円滑な会議開催に向けて、警備について対応を要望します。

(参考)

#### ○アフリカ開発会議（T I C A D）の概要

1993 年以降、日本政府が主導し、国連、国連開発計画（UNDP）、アフリカ連合委員会（AUC）及び世界銀行と共同で開催

#### ○参加国等

アフリカ諸国、開発パートナー諸国及びアジア諸国、国際機関及び地域機関、民間セクターや NGO 等市民社会の代表等

## 帆船日本丸大規模改修事業（政策局、教育委員会教育局）

国の重要文化財「帆船日本丸」の大規模改修に対する県予算の確保

### 【提案の背景・必要性】

- 帆船日本丸は、練習帆船として昭和5年に製造され、約11,000人もの船員を養成し引揚者輸送や遺骨回収などで54年間にわたり活躍をし、昭和58年に引退しました。
- 昭和58年8月に横浜誘致が決定。以来、多くの方々に親しまれています。
- 平成29年3月10日には文化審議会文化財部会から文部科学大臣に①船員養成の任を担い、海運業発展に貢献、②希少な戦前期製造の船であり、海運史、造船技術史等研究上貴重である、として重要文化財とするよう答申がなされたところで、平成29年9月15日に海上に保存される帆船としては、我が国初の重要文化財として正式に指定されました。
- しかし、船体や甲板腐食、マスト等ひび割れなど全体的に激しく老朽化が進んでいます。本市には、当時の姿を残しつつも全体補修をし、次世代に引継いでいく責務があるため、大規模改修を行います。
- つきましては、国の重要文化財である「帆船日本丸」の修繕に関する経費について、改修年度に応じた予算措置が図られるよう要望します。

### 【写真：帆船日本丸】



- 概算事業費 約7億円  
30年度：約5,000万円  
（うち県費 約800万円）
- <国費>  
補助率：国庫補助対象経費の  
1 / 2
- <県費>  
補助率：国庫補助対象経費か  
ら国庫補助額を控  
除した額の1 / 3



## 市民病院再整備事業（保健福祉局）

工事年度に応じた、市民病院の再整備に対する県予算の確保

### 【提案の背景・必要性】

- 市民病院の再整備については、平成 32 年度の新病院開院に向け、平成 29 年 9 月から診療棟の建設工事に着手しました。
- 新病院は、県の地域医療構想の中で引き続き高度急性期・急性期医療を担いつつ、がん、小児、周産期などのほか、災害時には、災害拠点病院及び神奈川DMA T 指定病院として、感染症対応時には、第一種（県内唯一）・第二種感染症指定医療機関として、非常時の医療も含めた幅広い政策的医療分野において広域的・中核的な拠点となる予定です。
- つきましては、市民病院の再整備に対し、平成 29 年度に地域医療介護総合確保基金を活用した支援等をいただいておりますが、平成 30 年度以降の整備事業に対しても、引き続き県の支援を要望します。

### 【県補助要望額】

(単位:百万円)

	29年度	30年度	31年度	合計
市民病院再整備事業	29	50	964	1,043

※29年度は補助交付見込額



新病院外観イメージ（北西側）

## 特別支援学校の整備（教育委員会教育局）

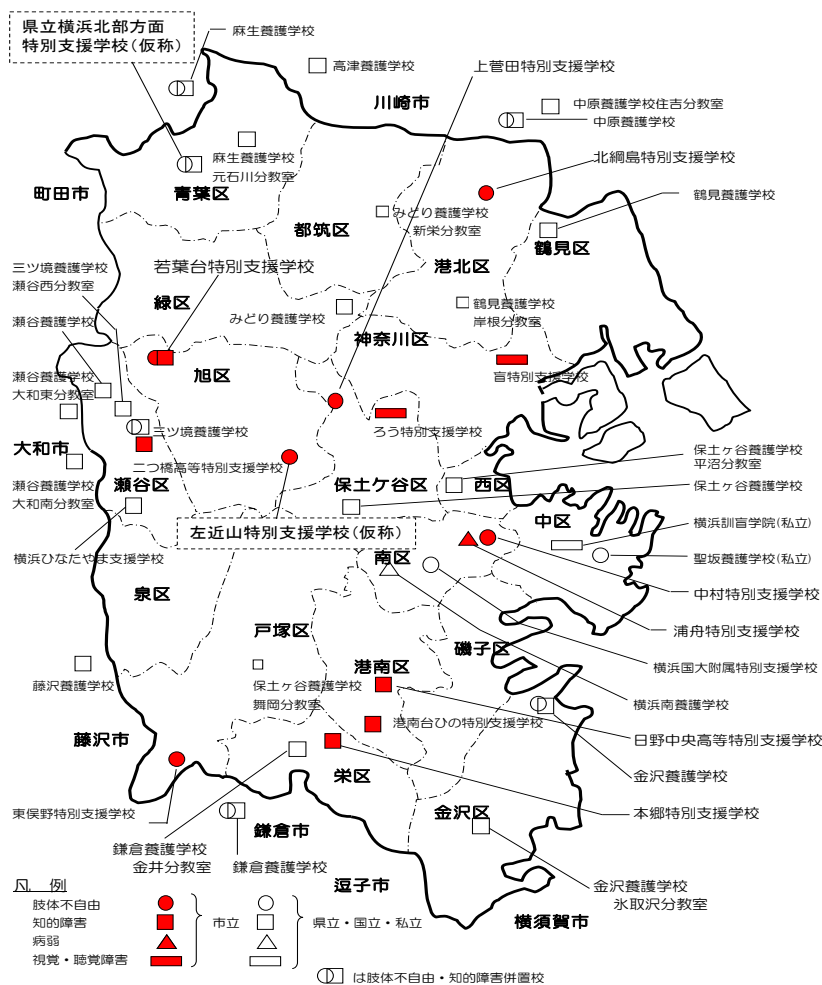
県による横浜北部方面特別支援学校（仮称）の着実な整備、本市で進めている肢体不自由特別支援学校の再整備に対する県予算の確保及び既存県立特別支援学校全体での受け入れ体制等の構築

### 【提案の背景・必要性】

- ・ 特別支援学校への就学・転入学を希望する児童生徒が増加し、県立・市立ともに、特別支援学校の過大規模化が大きな課題となっています。  
また、中学校個別支援学級の卒業生の増加により、知的障害児の高等部での受け入れ先が不足していることも大きな課題となっています。
- ・ 県におかれましては、平成 18 年 3 月に取りまとめられた「養護学校再編整備の在り方について」の報告書において、横浜地域を養護学校の設置が必要な優先地域の一つとして取り上げていただき、平成 25 年度の県立横浜ひなたやま支援学校の開設や市立特別支援学校の改修費助成など、対応いただいております。
- ・ 本市としても、平成 25 年度の市立若葉台特別支援学校（知・肢併置）開設、市立中村特別支援学校の改修や全小中学校への個別支援学級の設置など、対応を強化してきました。さらに、平成 27 年度に肢体不自由特別支援学校の再編整備に着手し、平成 28 年度から設計を実施、平成 30 年 1 月には整備工事を進めていく予定です。
- ・ 横浜北部方面特別支援学校（仮称）の平成 32 年度の開設に向け、引き続き整備計画を着実に進めるとともに、旧左近山第二小学校の改修年度に応じた予算措置が図られるよう、要望します。また、県立養護学校での知的障害児の受け入れや、本市で進めている肢体不自由特別支援学校の再編整備に伴う児童生徒の受け入れが円滑に進むよう、引き続き、県市の連携体制の強化を要望します。

【裏面あり】

(参考) 横浜市域及び周辺の県立及び市立特別支援学校の設置状況



本市で進めている肢体不自由特別支援学校の再整備 (概要)

- 市立の肢体不自由特別支援学校全てで、軽度から重度までの児童生徒を受け入れ (参考)
  - ・ 市立肢体不自由特別支援学校の現状  
軽度の児童：上菅田      重度の児童：北綱島、中村、若葉台、東俣野
  
- 旧左近山第二小学校の改修
  - ・ スケジュール
    - 28年4月～29年11月：設計
    - 30年1月～31年2月：工事
    - 31年4月：開校
  - ・ 概算事業費 約23億円
    - 29年度：約1億円 (うち県費 100万円)
    - 30年度：約22億円 (うち県費 6,000万円)
  
- 居住地に近い特別支援学校での就学  
概ね1時間以内での通学の実現



# 防災・減災、都市基盤整備など県市協調で進めている事業

## (県土整備局、安全防災局)

県と市で連携して、防災・減災の取組みや、都市基盤整備などが進められるよう、急傾斜地崩壊対策事業、都市基盤河川改修事業、市街地再開発事業等を推進

### 【提案の背景・必要性】

- 以下の事業については、これまでも県と市が協調して予算を確保し、事業を進めているところです。
- 平成 30 年度も引き続き、県市協調で円滑に事業が進められるよう要望します。

(要望事業)	事業費 (百万円)	うち県負担額 (百万円)	県所管局	説明
①急傾斜地崩壊対策事業 (建築局)	1,050	840	県土整備局	急傾斜地崩壊危険区域における崩壊防止工事にかかる事業費の確保。 (工事中：35か所、未着工：22か所(29年3月末))
②都市基盤河川改修事業 (道路局)	3,192	1,064		本市が施行する河川改修、及び大規模な用地取得に対する補助金の確保。 帷子川、今井川、和泉川など 5 河川
③市街地再開発事業 (都市整備局)	1,160	580		民間活力を活用した市街地再開発事業の促進を図るため、市街地再開発事業の施行者に対する事業費の確保。 ①東神奈川一丁目地区 ②大船駅北第二地区 ③北仲通南地区 ④瀬谷駅南口第1地区 ⑤新綱島駅前地区
④神奈川東部方面線 整備事業 (都市整備局)	4,070	4,070		神奈川東部方面線整備にかかる事業者への事業費の確保。
⑤石川町駅南口 バリアフリー化事業 (都市整備局)	52	8		バリアフリー化(エレベーター設置)に対する補助金の確保。
⑥地域防犯カメラ設置 補助事業 (市民局)	32	18	安全防災局	地域防犯カメラ設置補助事業について、地域の防犯力向上を図るため、横浜市内の自治会町内会・商店会に対し交付する、防犯カメラ設置にかかる補助金の確保及び平成32年度以降の補助制度継続(30年度：100台分)

提案の担当／①建築局企画部建築防災課がけ・狭あい担当課長	加藤 暢一	TEL 045-671-2959
②道路局河川部河川計画課長	内田 昭博	TEL 045-671-2818
③都市整備局市街地整備部市街地整備調整課長	鈴木 康弘	TEL 045-671-2710
都市整備局市街地整備部市街地整備推進課長	橋詰 勝彦	TEL 045-671-3849
都市整備局市街地整備部市街地整備推進担当課長	天野 実	TEL 045-671-2668
④⑤都市整備局都市交通部鉄道事業推進担当課長	千葉 健志	TEL 045-671-2716
⑥市民局市民協働推進部地域防犯支援課長	金木 昭人	TEL 045-671-2601

## 県施行の河川改修事業（県土整備局）

県施行による河川改修事業の推進（帷子川、境川、柏尾川、大岡川、侍従川、鶴見川）

### 【提案の背景・必要性】

- ・ 台風や集中豪雨により市内河川が溢水し、市民の生命や財産が危険にさらされる浸水被害が依然として数多く発生しており、河川の氾濫等の災害から県民・市民を守るためには、県施行河川における取組が不可欠です。
- ・ 特に、交通の結節点であり、高度に業務・商業施設の集積が進んでいる帷子川下流部では、平成 16 年の台風 22 号・23 号において横浜駅周辺で甚大な浸水被害が発生しました。つきましては、再度の災害発生防止に備えて、帷子川未整備区間の河川改修の促進を要望します。
- ・ また、境川及び柏尾川、大岡川、侍従川は、依然として治水安全度が低いため、河川改修の促進、遊水地の早期完成等治水対策の強化を要望します。
- ・ さらに、鶴見川についても、治水安全度を向上させるための、河川改修の促進を要望します。



平成 16 年台風 22 号 横浜駅西口周辺

提案の担当／道路局河川部河川計画課長  
都市整備局都心再生部都心再生課担当課長

内田 昭博 TEL 045-671-2818  
石井 高幸 TEL 045-671-3961

